

※【 】：法定項目 《 》：関連項目

現行	見直しの方向性と構成案		主な意見等
序文等なし	序章 目的と位置付け		
1 景観計画の区域 【法第8条第2項第1号関係】	序-1 目的		<ul style="list-style-type: none"> これまでの神戸市における景観施策の経緯、全市景観計画区域にするに至った理由と目的
区域1 北野町山本通都市景観形成地域	序-2 計画の位置付け		<ul style="list-style-type: none"> 総合基本計画の部門別計画である都市景観形成基本計画を上位計画とすること 都市計画マスタープランや緑の基本計画等の関係計画等との連携・整合を図ること
区域2 税関線沿道都市景観形成地域	第1章 景観計画の区域 【法第8条第2項第1号】		
区域3 旧居留地都市景観形成地域	1-1 景観計画区域		<ul style="list-style-type: none"> 神戸市の行政区域全域を景観計画区域にすること 重点的に景観形成を図る地域、地区を設定すること
区域4 神戸駅・大倉山都市景観形成地域	1-2 重点地域及び重点地区の種類と設定の考え方		<ul style="list-style-type: none"> 基本的には、現行条例の都市景観形成地域等の指定の考え方をそのまま踏襲 眺望景観形成地域を都市景観形成地域等と並列の地域として新たに追加
区域5 須磨・舞子海岸都市景観形成地域	1-3 重点地域及び重点地区一覧		<ul style="list-style-type: none"> 名称と概要を一覧で示す
区域6 岡本駅南都市景観形成地域	景観計画区域図		<ul style="list-style-type: none"> 全市の中で重点地域・地区の分布がわかる図
区域7 南京町沿道景観形成地区	第2章 区域別の景観計画		<ul style="list-style-type: none"> * 区域別の章立ての方がまとめやすく、わかりやすい
神戸市景観計画区域図	2-1 景観計画区域全域		<ul style="list-style-type: none"> 2-1の景観計画区域全域の方針、基準等は、重点地域、重点地区も含め、全域に適用されるものとする
2 良好な景観の形成に関する方針 【法第8条第3項関係】	2-2 眺望景観形成地域		<ul style="list-style-type: none"> 2-2、2-3、2-4の地域・地区は、それぞれ重なり合うこともあり、それぞれの方針、基準等が適用される
<ul style="list-style-type: none"> 全市共通の方針 それぞれの区域における景観形成の方針は、各区域の別表1 	2-2-1 ポーアイしおさい公園		<ul style="list-style-type: none"> 地域、地区ごとに下記の項目を規定
3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 【法第8条第2項第2号関係】	2-2-2 元町1丁目交差点		<ul style="list-style-type: none"> (1) 区域図 (2) 良好な景観の形成に関する方針 【法第8条第3項】 (3) 届出対象行為 【法第8条第4項第1号】 《法第16条第1項、第7項第11号》
(1) 規制又は措置の基準として必要な制限 【法第8条第4項第2号関係】	2-2-3 須磨海浜公園		<ul style="list-style-type: none"> 届出対象行為 特定届出対象行為 《法第17条第1項》《条例法第31条の4》
各区域の別表2のとおり。	2-2-4 ヴィーナステラス		<ul style="list-style-type: none"> → 変更命令やデザイン協議の対象（景観影響建築行為） → 条例で定める内容であり、景観計画に定めることは必須ではないが、記載したほうがわかりやすい
(2) 条例で定める届出対象行為 【法第8条第4項第1号関係】	2-3 都市景観形成地域		<ul style="list-style-type: none"> (4) 規制又は措置の基準として必要な制限 【法第8条第4項第2号】 (5) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 【法第8条第2項第4号イ】
景観法第16条第1項第4号の規定により条例で定める行為は木竹の伐採とする。	2-3-1 北野町・山本通		<ul style="list-style-type: none"> 対象規模 行為の制限（誘導基準） → 屋外広告物の許可の基準のひとつになる
5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 【法第8条第2項第4号イ関係】	2-3-2 税関線沿道		<ul style="list-style-type: none"> 2-5以下は、新たな設定があれば、追加する
各区域の別表3のとおり。	2-3-3 旧居留地		<ul style="list-style-type: none"> ・ 法により、景観計画で定めることとされている項目と独自に定める項目については、法の規定に留意して定める → 法の趣旨を超えない → 例：届出対象行為 特定届出対象行為 景観影響建築行為
区域1～7	2-3-4 神戸駅・大倉山		<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行では運用されていない、街角景観形成地区などについても、景観法に基づく項目で定めることができるのか
別表1 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針 【法第8条第3項関係】	2-3-5 須磨・舞子海岸		
別表2 規制又は措置の基準として必要な制限 【法第8条第4項第2号関係】	2-3-6 岡本駅南		
別表3 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 【法第8条第2項第4号イ関係】	2-3-7 ハーバーランド		
附図	2-3-8 波止場町・メリケンパーク		
4 景観重要建造物の指定の方針 【法第8条第2項第3号関係】	2-3-9 新港突堤西		
歴史的又は建築的に価値が高く、周辺地域の雰囲気の特徴づけており、市民に愛され親しまれている近代洋風建築物、古民家及び社寺仏閣のうち、区域の景観形成の方針に資するものについて指定する。	2-3-10 震災復興記念公園周辺		
	2-3-11 H A T神戸		
	2-3-12 ポートアイランド西		
	2-3-13 兵庫運河周辺		
	2-4 沿道景観形成地区		
	2-4-1 南京町		
	2-5 街角景観形成地区		
	2-6 広場景観形成地区		
	2-7 景観重要建造物等周辺地区		
第3章 景観上重要な建造物の指定等	3-1 基本的な考え方		<ul style="list-style-type: none"> 法による景観重要建造物及び樹木、条例による(仮称)都市景観資源の指定等の運用の基本的な考え方を示す
3-1 基本的な考え方	3-2 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定 【法第8条第2項第3号】		<ul style="list-style-type: none"> 各制度の体系（棲み分け）を整理し、それぞれの運用の方針を記載する
3-2 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定	3-3 (仮称)都市景観資源の指定 《現行条例第28条の3》		<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の「景観形成重要建築物等」の名称を変更
3-3 (仮称)都市景観資源の指定	3-4 (仮称)都市景観資源の登録		<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録制度を設ける場合、節を追加
3-4 (仮称)都市景観資源の登録			